

令和2年4月13日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育人材課長

新型コロナウイルス感染症防止のためのご協力について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

国からの「緊急事態宣言」が神奈川県に出されたことに伴い、保育所等の利用について、「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」（令和2年4月8日付）で、ご案内をしました。

今回、4月10日付で神奈川県から改めて「県民の外出の自粛」等が要請され、保育所等については「社会生活を維持するうえで必要な施設」として適切な感染防止対策を行いながら、事業を継続するよう要請がありました。

各園においても、感染防止対策には十分気を付けながら保育を行っていますが、保護者の皆様におかれましても、園の状況にもご配慮いただきながら、下記の内容について、お子様及びご自身の体調の確認や、ご家庭における衛生管理等についてご協力いただくようお願いいたします。

1 保育所等の利用について

「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」のとおりです。

【市通知の内容】

- ・市内の保育所等は原則開園とし、保育が必要な方については、引き続き保育所等を利用していただけます。
- ・ご家庭等での保育が可能な場合には、令和2年4月9日から5月6日までの期間の登園や延長保育の利用を控えてください。

2 体調の確認

お子様及び保護者に次の症状がある場合には、特に外出を自粛し、登園を行わないよう徹底してください。また、こうした症状が4日以上続く場合は、速やかに「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」（045-664-7761）に相談してください。

- ・ 37.5度以上の発熱がある
- ・ 強いだるさ（倦怠感）がある
- ・ 強い息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・ 咳やくしゃみ、鼻水などの風邪の症状がある

また、発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向になるまでは登園を行わないでください。

3 衛生管理

- ・「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避ける

- ・定期的に換気を行う。
- ・声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用する。
- ・清掃を徹底し、手が触れる机やドアノブ、共有物については必要に応じて消毒（消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウムを使用）を行う。

- ・手洗い等により手指を清潔に保つこと
（石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒）

4 その他

保育所等においても感染拡大防止のため、体調の確認を徹底しています。ご家庭でも、お子様やご自身の感染防止のためにも外出の自粛をお願いするとともに、引き続き、ご家庭で保育が可能な場合には、登園を控えていただくようお願いいたします。